

橿原市農業委員会総会議事録

HP 用

1. 開催日時 令和8年9月10日（木）午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（14名）

1 番	安田 宗義（副会長）	2 番	坂口 洋
3 番	北吉 温能	4 番	林田 至玄
5 番	吉川 作衛	6 番	上田 逸朗（会長）
7 番	吉田 昌功	8 番	中川 眞一
9 番	堀田 雅三	10 番	森川 千鶴子
11 番	岡本 和久	12 番	石井 三智子
13 番	森田 尚子	14 番	谷口 敏彦

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）
に関する件

第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）
に関する件

第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

第8 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

5. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年9月総会を開催いたします。

なお、総会中は、携帯電話をマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日は14名で全員参加でございます。法定数に達しておりますので、これより令和8年9月の総会を開会いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、9番 堀田雅三委員、並びに10番 森川千鶴子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は売買による所有権移転許可申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の1番は小委員会にかかっておりますので、まず現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

1番、雲梯町***の田、981 m²は、市立金橋小学校から西約100mに位置し、**町の***氏が、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は農作業経験のない新規就農者です。申請地の隣接地の居住者で、ビニールハウスを建ててイチゴを栽培したいと申請されました。

申請地は、農地パトロール対象の遊休農地であり、農地として再現されれば、近隣住民の住環境改善につながることは確実です。現地調査の結果は以上です。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、譲受人が農作業経験のない新規就農者であることから、近隣農家での実習や研修等、まずはイチゴ栽培のノウハウについて、十分な習得に努められるよう指導しました。

また、行政による支援制度の活用についても検討するように助言をいたしました。

さらに、申請地は長年にわたる遊休農地であり、土壌改良には重機の使用も想定されることから、計画性を持って取り組むように指導いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に2番は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の森田委員さんからお願いします。

森田委員

2番、醍醐町***の田、667 m²は、市立晩成小学校から北東約400mに位置し、**町の***氏が、**市の亡*** **相続財産清算人から、売買により譲り受けられるものです。

現地は、以前から、譲受人が賃貸借により耕作してきた農地であり、耕作能力があり適当かと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、採決いたします。

第1号議案、1番及び2番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1件です。

1番は、地質調査のため一時転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、近鉄坊城駅から1kmの範囲の区域にあり、宅地化割合が40%を超えていることから第2種農地に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の森川委員さん、ご説明願います。

森川委員

1番、慈明寺町***の田、925㎡の内0.02㎡外2筆は、樫原運動公園北東用地の一部であり、樫原市長が、樫原運動公園再整備事業に伴い、屋内施設の建設予定地の地質調査を行うため、一時転用許可の申請をされたものです。

転用期間は令和9年1月29日までで、ボーリング調査を行う一部地についての部分転用です。周辺の営農への影響はなく適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で第2号議案の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようでございますので採決いたします。

第2号議案、1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第2号議案1番は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上です。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっておりません。1番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の森川委員さんからお願いします。

森川委員

1 番、大谷町***の田、425 m²は、近鉄樫原神宮西口駅から北西約 600m に位置し、**市**区の***株式会社が、破産者** **氏の破産管財人から売買により譲り受け、青空資材置場として転用するため申請されたものです。

申請地は、譲受人の事業拠点である近隣の倉庫から距離が近く、利便性が高いことから選定されました。隣接農地との間には緩衝地を設け、既存の畦畔をそのまま残す計画で、周辺の営農に支障はありません。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第 3 号議案、1 番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見がないということでございますので、採決いたします。

第 3 号議案、1 番の農地法第 5 条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第 3 号議案 1 番は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

議長

日程第 5、第 4 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題とします。事務局から、議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は 4 件です。

1 番、慈明寺町***の田、1,165 m²は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和 13 年 11 月 30 日までです。

2 番及び 3 番は継続による使用貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

4 番の北越智町***の田、外 3 筆は、後ほど「その他」で報告させていただく、農地中間管理事業に係る使用貸借を解約した農地に、新たに賃貸借権を設定するものです。受け手の株式会社***は、本市での権利設定は初めてですが、埼玉県を中心に安定した農福連携事業を展開している認定農業者です。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第 4 号議案についての説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第 4 号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第 4 号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

次に、日程第 6、第 5 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は 3 件です。

1 番、吉田町***の田、439 m²外 7 筆は、**町の** **氏外 3 名から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、**市の***株式会社が使用貸借権の設定を受けていましたが、**町の** **氏に、権利を移転するものでございます。使用貸借期間は令和 10 年 3 月 31 日までです。以下 2 番及び 3 番も同様でございます。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第5号議案についての説明を終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようでございますので、採決いたします。第5号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移転）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第5号議案について原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、曾我町***の田、760㎡は、市立真菅小学校から北約400mに位置し、**町の**氏が、青空駐車場に転用したいと届け出られたもので、隣接している農地はございません。届出日は令和8年7月31日でございます。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告1の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、報告のとおりとします。

議長

日程第 8、報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件の報告は 1 件です。

1 番、新口町***の田、1,158 ㎡外 6 筆は、近鉄新ノ口駅から北西約 400m に位置し、*
*町の***株式会社が、*町の** **氏外 3 名から売買により譲り受け、建築条件付
住宅分譲用地に転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんか
らも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和 8 年 8 月 25 日でございます。
事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告 2 の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見を
いただきたいと思います。いかがでしょうか。

—意見なし—

議長

意見なしとのことですので、報告のとおりいたします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件を議
題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件は 2 件です。

1 番、慈明寺町***の田、1,120 ㎡外 2 筆は、なら担い手・農地サポートセンターを介す
る使用貸借権が、借人である**市の***株式会社と、貸人である*町の** **氏と
の間で合意解約されました。解約日は令和 8 年 11 月 30 日、解約の通知のあった日は令和 8

年7月30日です。以下2番も同様でございます。事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

森川委員

ごめんなさい。ちょっと、意見というより質問ですけど、第4号議案の1番の慈明寺**番は、田で面積が1,165 m²なんやけれども、「その他」の使用貸借の解約では***番が1,120 m²で、面積が違うのはなぜですか。

事務局

サポートセンターを介して契約をされた時に、一部地として1,120 m²の契約をされていたので、今回解約をされたのは契約されていた1,120 m²ということです。

森川委員

分かりました。

議長

その他ご意見はありませんか。

－意見なし－

議長

意見なしとの声が上がっておりますので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、木之本町***の田、809 m²外1筆は、農地法第3条による使用貸借権が、借人である**町の** **氏と、貸人である**町の** **氏との間で合意解約されました。

解約日は令和8年8月6日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、報告のとおりといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、9月の農業委員会総会を閉会いたします。